

(別添3)

越百のしずく発電所PPA2者契約書(案)

長野県公営企業管理者 吉沢 正(以下「売渡人」という。)と〇〇(以下「需要家」という。)とは、令和7年(2025年)7月1日から運転開始する売渡人の越百のしずく発電所(以下「発電所」という。)の発生電力に関し、需要家の指定する施設(以下「指定施設」という。)に対するPPAによる電力供給について、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(総則)

第1条 売渡人は、発電所において発電する電力及びその電力の非化石価値について、需要家に供給する。

(供給電力)

第2条 売渡人は、電力及び非化石価値について、売渡人と別途契約を締結する〇〇(以下「小売電気事業者」という。)を介して指定施設に供給する。

2 指定施設は次のとおりとする。

住所 〇〇

施設名 〇〇

3 月別予定電力量は、別表のとおりとする。

4 電力の供給は、令和7年7月1日から開始するものとする。

5 供給時間は、毎日24時間とする。なお、指定施設の電力量が不足する場合は、需要家は別途調達するものとする。

6 年間計画需要電力量は、〇〇千kWhとする。

(電力料金)

第3条 電力料金及びその構成については、需要家及び小売電気事業者との協議において定めるものとする。

(県施策への貢献・地域貢献事業等の実施計画・実施報告)

第4条 需要家は、令和7年6月30日までに、企画提案書に記載した県施策への貢献・地域貢献事業等の実施計画を売渡人に提出するものとする。

2 需要家は、実施計画について、令和8年8月31日以降毎年8月31日までに、1年ごとの実施状況を売渡人に報告するものとする。

(契約の解除)

第5条 売渡人又は需要家は本契約を解除しようとするときは、解除の日の3か月前まで

に契約解除の申入れをするものとする。ただし、令和10年6月30日以前を本契約の解除の日とする申入れはできないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第6条 売渡人及び需要家は、相手方が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)に該当し、または反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有することが判明した場合には、ただちにこの契約を解除することができる。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

(3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき

(5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 売渡人及び需要家は、相手方が自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに定める行為をした場合には、ただちにこの契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 売渡人及び需要家は、自己が将来にわたり前二項の規定に該当しないことを表明・確約する。

4 売渡人及び需要家は、相手方が第1項または第2項の規定に該当すると疑われる合理的な事情がある場合には、その該当の有無につき、相手方に対して調査を行うことができ、相手方はこれに協力し、調査に必要な資料を提供しなければならない。また、売渡人及び需要家は、自らが第1項又は第2項の規定に該当し又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、ただちにその旨を通知するものとする

5 売渡人及び需要家は、相手方が前項の規定に違反した場合は、ただちにこの契約を解除することができる。

6 売渡人及び需要家は、自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、すみやかに不当介入の事実を相手方に報告し、相手方の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。

- 7 売渡人及び需要家が前項の規定に違反した場合には、相手方は、ただちにこの契約を解除することができる。
- 8 売渡人及び需要家が前各項の規定によりこの契約を解除した場合、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することができず、また解除により解除した当事者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(守秘義務)

第7条 売渡人及び需要家は、次の各号に該当する情報を除き、本契約の内容その他本契約に関する一切の事項及び本契約に関連して知り得た相手方に関する情報について、相手方の事前の書面による同意なくして、第三者に開示してはならない。但し、(a)適用法令に基づく開示要求に従ってこれを開示する場合、(b)売渡人が、売渡人の弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー、取引先金融機関等、及びその役員、従業員等に対して開示をする場合、並びに(c)需要家が、需要家の弁護士、公認会計士、税理士等、又は需要家から委託を受けて本契約にかかる業務を実施する者（委託先の役員及び従業員並びに再委託先等を含む。）(d) 接続請求電気事業者に対して開示する場合は、この限りではない。但し、(b)又は(c)に基づく開示については、開示先が適用法令に基づき守秘義務を負う者である場合を除き、開示先に対し本条と同様の守秘義務を課すことを条件とする。

- (1)相手方から開示を受けた際、すでに自ら有していた情報又はすでに公知となっていた情報
- (2)相手方から開示を受けた後に、自らの責めによらず公知になった情報
- (3)秘密保持の義務を負わない第三者から秘密保持の義務を負わずして入手した情報

2 本条に基づく売渡人及び需要家の義務は、本契約の終了後も相手方の書面による事前の承諾がない限り、存続するものとする。

(準拠法、裁判管轄)

第8条 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2 売渡人及び需要家は、本契約に関する一切の紛争について、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他)

第9条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、売渡人及び需要家は誠実に協議するものとする。

上記契約締結の証として本書 通を作成し、売渡人及び需要家それぞれ記名押印のう
え、各その1通を保有する。

年 月 日

売渡人 長野県長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県公営企業管理者 吉沢 正 印

需要家

別表

月 別 予 定 電 力 量

[千kWh]

月	予定電力量
4	718
5	546
6	524
7	753
8	414
9	441
10	435
11	344
12	303
1	175
2	297
3	546
上期計	3,396
下期計	2,100
年計	5,496